第36回全国健康福祉祭とっとり大会 派遣経費の負担区分

区分	財団の負担	選手等の負担	備考
	○往路(10月18日(金))及び復路(10月21日(月)又は22日(火))の交通費○選手団バス乗車証○添乗費用	3分の2相当額	○往路は現地集合(10月18日(金)の 宿泊施設が集合場所)を予定しています。○復路(大会参加後)は、原則として現 地解散となります。
交 通 費	※往復路の交通費は、経済的かつ合理的な移動 方法により事務局が定める額が財団負担とな ります。	注〕往復路共に交通手段は原則として各 自(チーム)で確保、手配すること(事 務局手配を希望する場合は、旅行業務 を担当する業者に申し込みを行い手 配する)。	
宿泊料	○3分の1相当額	○3分の2相当額	申し込みは財団が行う
ユニフォーム代	○2分の1相当額	○2分の1相当額	岩手県選手団共通のトレーニングウエ ア(上下・帽子)
昼 食 代	○3分の1相当額	○3分の2相当額	申し込みは財団が行う
参 加 費	○全額負担(ただし、ゴルフのプレー代は全額選手負担)	○負担なし(ゴルフのプレー代のみ全額負担)	申し込みは財団が行う
旅行傷害保険	○3分の1相当額	○3分の2相当額	申し込みは財団が行う
その他	※上記以外の費用は負担しない	○競技用ユニフォーム、医療費など	